

平成21年10月16日

経済産業省 講堂

経済産業省政策会議
第1回税制改正要望ヒアリング議事録

経済産業省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 副大臣あいさつ	1
1 . 要望内容の説明及び意見交換	3
日本経済団体連合会	3
日本商工会議所	12
全国中小企業団体中央会	
全日本火災共済協同組合連合会	19
全国商工会連合会	23
1 . 閉 会	30

開 会

高橋政務官 時間がまいりましたので、第1回税制改正要望ヒアリングを始めさせていただきます。

本日は、日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全日本火災共済協同組合連合会、そして全国商工会連合会、5つの団体の方々に来ていただいております、4つに分けて、それぞれ御要望をいただくということになっております。

副大臣あいさつ

高橋政務官 松下副大臣から、ごあいさつをお願いします。

松下経済産業副大臣 おはようございます。

早朝から御足労いただきましたこと、心から感謝申し上げます。副大臣の松下忠洋でございます。

直嶋大臣が国際会議等、外国出張でございますので、きょうはここにおりませんが、私も、私ども4人で政策会議、そして税制ヒアリングを開始したいと思っております。仕組みが従来と変わってまいりまして皆様方も戸惑いもあるかもしれませんが、中身の濃いものにして、しっかりと日本の経済が成長していく、世界に負けない基盤をしっかりとつくっていくことが大事だと考えています。「税は政治のもと」と言われています。しっかりした議論をして、いいものにつくり上げていくように努力していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

増子副大臣が主宰しながら始めますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

高橋政務官 増子副大臣、ごあいさつをお願いします。

増子経済産業副大臣 おはようございます。

経済産業副大臣を務めさせていただきます増子輝彦でございます。きょうは早朝より商工4団体の皆さんには御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げます。

政府税制調査会が設置されました。御案内のとおり、従来は与野党もそれぞれの党の税調がございましたけれども、これは廃止となりました。私ども政府税調の中で税の決定をしていきたいということで、藤井財務大臣を座長として政府税調が設置されました。当経済産業省からは、不肖私はその担当として政府税調の一員として今後の議論、決定の中にかかわってまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今、松下副大臣からもお話がございましたとおり、きょう直嶋大臣は公務、海外出張のため、この場に出席できません。関係団体の皆様方にもよろしくということでございますので、お伝えをさせていただきたいと思います。

まさに税はもとなり、税が政治であり、税は国家であります。私ども、この税をしっかりと議論しながら、政府税調として税を決定していきたい。その中で、それぞれの団体の皆さんの御意見、御要望も経済産業省としては受けとめていきたいと思っております。きょう議員の皆さんが多数御出席でございますが、議員の皆さんからも皆さんに対していろいろと御質問や意見を出していただきながら、実りの多い私どもの経済産業省の税制ヒアリングにしていきたいと思っております。

景気がいま一つパツといたしません。これから年末、年度末に向けて厳しい経済環境も予想されるという中で、私たちがどういう形の中で税制改正をしながら、これからの国家繁栄のため、国民の皆さんの幸せのため、そして競争力を強めて、これからの国家成長戦略をつくり上げていくことができるか、大変重大な使命を負っているものと思っております。そういう意味で、それぞれの皆さんの御意見をしっかりと踏まえて、私どももいい税をつくり上げていきたいということでございますので、今後ともよろしく御協力、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭にごあいさつをさせていただきたいと思っております。

なお、私どもは政治主導という形になってございますので、この税制改正におけるヒアリングや経済産業省のさまざまな政策等につきましては、松下副大臣、私、高橋政務官、近藤政務官の4人が中心になって、チーム直嶋のメンバーとして、議員の皆さんも含めて、しっかり対応していきたいと思っておりますので、御理解のほど賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえたいと思っております。

ほかはまだスタートいたしておりませんが、経済産業省としては最初の税制改正ヒアリングになりますので、限られた時間の中で大変恐縮でございますが、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

本日はまことにありがとうございます。

高橋政務官 ありがとうございます。

短い時間の中で大変恐縮ですけれども、お手元に時間の配分がいつているかと思いますが、その中で最後、質疑の時間を 10 分程度取りたいと思いますので、それにあわせて御説明をお願い申し上げたいと思います。

なお、これは質疑も含めて議事録をすべて公開するということになっておりますので、御了解をいただきたいと思います。中身については、経済産業政策関連のものに限って御説明をお願い申し上げたいと思います。

要望内容の説明及び意見交換

日本経済団体連合会

高橋政務官 まず日本経団連からよろしく申し上げます。

日本経済団体連合会 おはようございます。私、経団連の専務理事の久保田と申します。

松下副大臣、増子副大臣、高橋、近藤両政務官並びに与党議員の先生方、本日は私どもの税制改正要望についてお聞き取りいただくという機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、私のほかに、隣に経団連で税制を担当しております経済基盤本部長の阿部と、欠損金の繰戻し還付で、経団連と、ACCJと言っております在日米国商工会議所と一緒に共同提言している関係で、ACCJ会頭のベネシュさんにも来ていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

資料として、経団連の封筒の中に、番号が振ってなくて、大部で恐縮でございますが、私どもとACCJの要望を入れさせていただいております。一番上には、いわゆる要望のフォーマットに沿った形で経団連の提言をまとめたものでございます。その次の1枚もの、A3の縦長でございますが、これが経団連の提言本体の要約でございます。それと要望フォーマットを両方参照していただきながら、お話を聞いていただければと思います。

その後ろに入っておりますのが経団連の提言本体。その次の1枚ものが経団連とACCJ、それから欧州ビジネス協議会と共同でまとめた提言でございます。その後ろはACCJでまとめた要望フォーマットに沿った税制改正要望と提言本体になっております。

早速でございますけれども、要望フォーマットに沿いまして説明させていただきます。

通し番号を振ってございまして、通し番号の1から4までは、単年度、いわゆる来年度税制改正要望というよりは、むしろ来るべき税体系の抜本改革を私ども要望しておりまして、その一環としてぜひ御検討いただきたいという項目でございます。

その1でございますけれども、世界各国が法人税率の引き下げを進めている中で、我が国企業の競争力を強化するとともに、内外からの投資を促進して国内の雇用を確保するために、法人実効税率は今、40%でございますけれども、これは30%を目途に引き下げたいという要望でございます。

2番目でございますけれども、金融資本市場の活性化の観点から、金融所得課税の一元化をさらに推進していただきたいというお願いでございます。

通し番号の3番と4番でございますけれども、これは環境関連税制でございます。省エネ技術・製品の開発、普及を通じて地球温暖化問題の解決を図るという観点から、税制のグリーン化をぜひ進めていただきたいというお願いでございます。

4番目でございます。ただ、環境目的のための新たな負担を伴うような新税の導入、いわゆる環境税といったようなものにつきましては、海外への生産拠点の移転を通じて地球全体ではかえって温暖化が進みかねないということ、それから国内産業の空洞化といった懸念があることから反対ということを掲げてございます。

通し番号5番以下が22年度税制改正への要望でございます。基本的な考え方としましては、先ほど増子副大臣からございましたように、目下の大変厳しい経済状況にかんがみまして、まずは早期の景気回復と経済の活性化、それから国民生活の安定に資する税制措置の実現をお願いしたいということでございます。

ナンバー5でございますけれども、研究開発促進税制の拡充をぜひお願いしたいと考えております。研究開発の強化は我が国経済の生命線でございます。税額控除限度額の拡充措置の恒久化、税額控除限度超過額の繰越期間の延長、上乗せ措置の延長・拡充をお願いしたいということでございます。

6番目としまして、情報基盤強化税制の拡充・延長ということでございます。

7番でございますけれども、景気悪化の影響から企業が早期に立ち直れますようにということで、欠損金の繰越期間の延長並びに繰戻し還付の復活・延長といったことをぜひお願いしたいということでございます。この点につきましては、冒頭申し上げましたように、日米欧の3団体で共同提言を取りまとめておりまして、この後、ACCJさんから御発言

いただくことにしております。これにつきましては、民主党の政策インデックスのほうでも、いわゆる繰戻し還付の停止の撤廃を盛り込んでいただいています、ぜひこれを実現していただきたいということでございます。

8 から 11 までは我が国企業の海外事業展開の円滑化を図るという観点に立った国際課税の見直しにかかわる要望でございます。

8 番はタックスヘブンを対象税制の見直しでございます。諸外国が法人税の引き下げ競争を進めている中で、中国、韓国など多くの日本企業が進出している国々が、我が国のタックスヘブンを対象税制の対象となる懸念が高まっております、現在 25%とされておりますトリガー税率を 20%未満に引き下げたいと思っております。加えて、非関連者基準の緩和など適用除外要件の見直しをお願いしたいと考えております。

そのほか、移転価格税制、9 番、租税条約ネットワークの充実・拡大といったもの、11 番でございますが、これもお願いしたいということでございます。

12 番目はページ飛んで 5 ページでございますけれども、資本に係る取引などに係る税制の見直しをお願いしたいと考えております。効率的なグループ経営を進めまして我が国企業の競争力の強化を図るために、連結納税制度の見直しをぜひ図っていただきたいということでございます。

それから、13 番から 18 番まででございます。償却資産に係る固定資産税の見直し、これが 13 番でございます。それから、法人事業税、資本割の無償減資に係る特例の恒久化、14 番。それから、受取配当金の益金不算入制度の見直し、15 番。海外投資等損失準備金制度の延長、16 番。減耗控除制度の延長、17 番。産活法に係る特例措置の延長、18 番。こういったことをぜひお願いしたいということでございます。

少しページ飛んで 7 ページでございます。19 番の租税特別措置につきましては、その効果を検証するという事は私どもも非常に重要なことだと考えております。その検証に当たりましては、こういったヒアリングの機会も通じて経済界の意見をよくお聞き取りいただきまして、必要な租税特別措置については恒久化措置にさせていただくというような、そういった法人税法の本則に盛り込むような、あるいは適用期限の延長を図っていただきたいと考えております。

飛びまして、21 番から 25 番でございます。これはいわゆる土地税制と言われているものでございまして、経済活動の活性化の観点から各種特例措置の適用期限を延長していただくとともに、政策目的の失われた地価税、24 番、あるいは 25 番の法人の土地譲渡益重

課制度の廃止をぜひお願いしたいというところでございます。

9 ページに飛んでいただきまして、26 番から 30 番までは金融証券税制でございます。企業の資金調達の円滑化の観点から、民間国外債の利子等の非課税措置の恒久化、26 番でございます。それから、27 番の海外投資家が受け取る振替社債に係る利子の非課税措置の創設などをお願いしたいと考えております。

31 番から 33 番までは年金税制でございます。従業員の退職後の生活を守る観点から、特別法人税の撤廃、これは 31 番でございますし、32 番の確定拠出年金に係る税制措置の拡充をぜひお願いしたいと思っております。

34 から 36 番までは自動車燃料関係諸税でございます。マニフェスト等で明確に打ち出されておりますように、暫定税率や税目の廃止を含めた抜本的な見直しをお願いしたいというところが 34 番でございます。あわせて、自動車グリーン税制あるいはエコカー減税の延長、継続もぜひお願いしたいというところでございます。

以上、私どもの要望でございまして、ぜひお聞き取りいただきまして実現していただくよう、よろしくお願いいたします。

在日米国商工会議所 本日の税制改正ヒアリングにおいて在日米国商工会議所（ACCJ）の御提案を説明する機会をいただきまして、経済産業省及び日本経団連に御礼申し上げます。

ACCJ は日本政府に対し、欠損金の繰り越しが税務上認められる期間を現行の 7 年から無期限へ延長することを御提言申し上げます。また、この夏に行ったアンケート、ごらんになっていらっしゃるアンケート調査において、会員企業から寄せられた声としまして、数多くの日本企業メンバー及び多国籍企業が 2008 年の世界同時不況により多額の損失をかぶっていることから、2008 年暦年中に開始もしくは終了する事業年度に発生した損失を適用対象とすることが望ましいと考えます。

ACCJ は、日本経団連及び日本商工会議所が景気回復及び技術革新を推進するために欠損金の繰越期間延長の必要性を認めていることを歓迎いたします。繰越期間の延長は、経済成長の促進、雇用の創出、技術革新、投資拡大及び対日直接投資の促進をもたらす、即効性のある景気対策と考えられます。景気低迷に苦しむ各国による資本をめぐる世界競争は激化しており、繰越期間が延長されれば日本の投資先としての魅力が格段に増すことが期待されます。

対日直接投資は、御存じだと思いますが、ことし急減しており、2008 年の世界経済危

機以降、さらに悪化しております。対日直接投資は2008年1月の140億ドルから2009年1月には20億ドル余り落ち込みました。日本の現行の繰越期間は7年ですが、これは競合する産業先進国のいずれと比べても圧倒的に短いものです。アジアにおいても、シンガポールと香港は繰越期間が無期限であり、韓国と台湾でも最近、繰越期間が10年間に延長されました。英国、ドイツ、フランス、オーストラリアでは繰越期間は無期限で、米国は20年であります。

さらに、これは大変なことだと思いますが、世界各国に繰り広げられているイノベーション産業の誘致合戦から日本は大きく取り残されているようです。例えば米国では、州税法上、連邦税より短い繰越期間しか認められていない州もありますが、例えばカリフォルニア州またはマサチューセッツ州みたいな技術を中心とする産業基盤のある州などは、欠損金の繰越期間を最近、延長しています。

多額の資本を投下する研究開発重視型の産業では、事業が黒字化するまでに相当の時間
これは5年、10年単位の時間です を要し、先行して生じる損失を将来発生する利益と対応させるために長期にわたり欠損金の繰り越しを認める必要などから、繰越欠損金の有効活用は最先端の技術を自州に集積し経済発展を目指す上で欠かすことのできない重要な政策の一つとして考えられているものです。

繰越期間の延長は、本質として、政府が企業の競争力回復のために短期的に財政支出を伴わないで導入できる数少ない景気刺激策の一つであることを主張いたします。日本の場合、財政への影響が生じるのは8年目以降です。その間に、当企業がずっと投資を続けられるということです。そのころには経済成長による租税収入の増加が繰越期間延長による財政収入の減少を大幅に上回る可能性を期待されます。繰越期間の延長により企業収益の回復が加速されれば、これらの企業にとって研究開発費の税額控除など、あるいは特別償却などの従来型の優遇税制措置のメリットを受けやすくなります。

したがって、今回の税制改正は短期的な財政収入に影響を及ぼすことなく景気刺激、企業競争力の回復、雇用創出に向けた投資促進のための対策として、欠損金の繰越期間延長を導入する絶好の機会であります。中長期的な財政収入の減少は増益による財政収入増が補って余りあると思われれます。繰越期間の延長により日本は資本コストの抑制、対日直接投資の促進及び、あらゆる規模、中小は特に速やかに安定成長回復を図ることができます。

本日は、このような機会を設けていただき、経済産業省と日本経団連に対し、改めて御礼申し上げます。

高橋政務官 ありがとうございます。以上でよろしいですね。

それでは、皆さんから御質問していただきますが、増子さんから、いいですか。

増子副大臣 まず議員の皆さんから。

高橋政務官 それでは、皆さんから御質問、御意見ございましたら、お伺いをしたいと思っておりますので、挙手をして、お名前をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小林興起議員 衆議院の小林です。

いろいろと見直しをするってね、無駄をやめるということは、考え方としては非常に結構ですけども、そういう流れの中でちょっと気がかりなのは租税特別措置法の見直しだと思います。

確かに無駄なものを見直すことは結構ですけども、租税特別措置法は、御承知のとおり、各業界にとって業界を発展させる、つまり、それによって日本の国際競争力をつけ、日本の経済を発展させるということの中で、極めて細かくこれが展開されているわけがあります。租税特別措置法が無駄であるかのような風潮が先につくられてしまいますと、それぞれ業界のことは一般の人が聞いても難しくよくわからないわけがありますから、極端に言ったら、思い切って半分やめちゃえとか、そういう議論が出てきますと、元も子もなくすということがありますので、租税特別措置法については、その意義というものをヒアリング等していただいて、必要だと思うものについては、むしろ積極的に活用していくという方向で頑張っていたきたいと思います。

特に政府税調の流れの中にあって、税調を見ますと、各省の代表のような形で出てきているわけですね。そういうことになりますと、増子副大臣に大いに頑張ってもらわなければいけませんけれども、ほかの人たちは余り関心がないというテーマの中で、下手をすると孤立無縁ということになりかねないことを恐れておりますので、あえて発言させていただきました。

頑張ってください。

増子副大臣 それは我々に対しての要望ですね。

小林興起議員からのお話でございますが、租特については政府税調の中にプロジェクトチームをつくることになっておりまして、そこで集中的に議論をして結論を出していくということになっております。

ただ、私どもに対しても多くの租特に関する場合がございますので、ここでのヒアリングをした上で、私たちもその中に反映をしていくように、小林興起議員から励ましがご

ございましたので、しっかりやっていきます。ありがとうございます。

高橋政務官 お願いします。

吉田おさむ議員 衆議院の吉田おさむです。

租税特別措置に関して御意見がありましたけれども、経団連さんのほうで、業界ごとになっていますね、そこへどれだけ天下りしているか把握されていますか。租税特別措置が天下りの代償みたいに映っているんですよね。その辺、経団連でしっかりと把握することを1点、お願いしたいということ。

それから、ACCJさんに質問は、日本への投資が少ないのは税制の要望されたことが一番大きな問題ですか。それとももっと大きな問題があるんですか。その辺、1点だけお願いします。

高橋政務官 お願いします。

在日米国商工会議所 数多くの問題があるように見えますが、御存じだと思いますけど、対日直接投資の総残高というものがあまして、それは入ってくるインフローと出ていくアウトフローの差額がポジティブかネガティブにとって、増加するか、マイナスに推移するかというのは決まるわけですが、今、我々が指摘している問題は非常に大きいです。

なぜかという、せっかく日本に来て投資した特に大企業は、大きい損失をかぶっているときに、日本で残るか、残らないのかということを決める決断に当たって、7年でしかないなら価値が急減するわけですから、残ったら5年後に取り戻せるかもしれないけれども、5年待てるかどうかという問題と、5年待っても税のあれが取り戻せないということになれば、日本から去っていくということ。アウトフローがふえて総残高が減っていく。総残高が減っていくということは雇用創出の反対、日本の大企業が今起こしている空洞化という現象と同じ現象が起きるんですけど、少なくとも言えるのは、対日投資の場合には空洞化の反対なフローです。依然、年々増加していますから、雇用創出に引き続き貢献しているわけですから、アウトフローがふえるということは大変なことになります。

高橋政務官 天下りの件もよろしいですか。

日本経済団体連合会 私ども、実態を把握しておりません。必要があれば調査させていただきます。

ただ、個別企業に対する天下りと、いわゆる団体の天下りは分けてお考えいただければと思っております。現実に会員企業に天下りがおられないと言いませんけれども、昔のように特定業界との関係あるいは官庁との関係で天下りを受け入れるほど生易しくなってお

りませんので、現実には非常に少ないかと思えます。実態を把握させていただきすので、後ほど御報告いたします。

高橋政務官 鈴木さん、お願いします。

鈴木克昌議員 衆議院の鈴木と申します。

エコカー減税について、経団連さんのお考えをお伺いしたいんです。まさに、これは特例ということで、これにも書いてありますね。特例の継続ということなんですが、端的に言って、いつまで継続をされればいいのかということ、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

高橋政務官 お願いします。

日本経済団体連合会 今の時点でいつまでというのは非常に難しく、当面の景気情勢をどう見ているかということでございます。最悪期は脱したものの、依然として非常に不安定ですし、事実的な回復軌道に乗っていないということで、この時点でそういった……。確かに、エコポイント、エコカー減税、いろいろですね、効果はあります。実際、それによって消費も非常にふえているということもありますので、いつまでということではありませんけれども、今の時点では、まだ継続していただきたいと思っております。

他方、アメリカの景気動向を見ますと、自動車関係の政策措置が落ちたことによって急激に売上が落ちているという現状もございますので、景気が事実的回復軌道に乗るまでは、そういった特別な減税措置等も必要ではないかと考えております。

高橋政務官 山根さん、お願いします。

山根隆治議員 参議院の山根隆治です。

経団連さんにお伺いします。税制とは直接かかわらないんですが、これからも各政党への政策評価ということはされていくんでしょうか。

高橋政務官 お願いします。

日本経済団体連合会 政策評価は、政策評価をするのかどうかという議論と、どういう政策評価の仕方をするのかという議論と2つあって、ことしにつきましては、政権も大きく変わりましたし、そういった意味で従来のようなランクづけといえますか、A B C D Eという形で政策評価することはできないということで、定性的な評価と、これから期待を込めて評価というか、そういった経団連の立場を表明させていただきました。

来年以降につきましては、その時点で検討させていただくということで、今の時点で政策評価そのものをやめるとか何とかということではなくて、まず、ことしについては従来

の延長で評価することはできないという形から、むしろ期待とお願いを込めて評価という
か、コメントを出させていただいたということでございます。

高橋政務官 最後の一人になります平岡さん、お願いします。

平岡秀夫議員 衆議院の平岡秀夫です。経団連さんに2つほど。

1つは一丁目一番地の実効税率の引き下げの件です。いろいろな調査等によりますと、
社会保険料負担をあわせたものでいくと、必ずしも日本は負担が大きくないという調査報
告も出ているんですけども、そういう観点から見たときの今の国際的なイコールフッテ
ィングの状況については、どのように認識をしておられるかという点です。

2点目は、先ほど鈴木先生からも話がありましたけれども、エコカー減税です。やって
いる間はいいと思いますけれども、これをやめたときの反動がむしろ大きくて、そのとき
に、また大きな問題が逆に起こっちゃうんじゃないかなという気がするんですけども、
やめたときの反動については、どのような考え方をしておられるのかということについ
てお聞かせいただきたいと思います。

高橋政務官 お願いします。

日本経済団体連合会 最初の社会保障負担と税とあわせて、企業がどれぐらい負担して
いるかという国際比較は一律には難しいところがあって、先生がおっしゃるように、欧州
の一部の国と比較すれば、まだ日本のほうが多少低いという数字も見たことがあります。
ただ、これはなかなか比較が難しいのと、これから日本も社会保障負担がふえていきます
ので、そういった今後の流れと、欧州……。アメリカは日本より税制も実質的な負担は非
常に低い税制措置になっています。それから、日本企業は欧州やアメリカだけでなく、
実はアジアと非常に激烈な競争をしているという局面がございまして、そことの比較でい
きますと、はるかに負担が重いということだと思えます。

2番目のところは、確かに需要を先食いしているという御指摘かと思えます。ただ、景
気が非常に悪い中で、自動車とか電機とか、そういう産業がある程度先導して景気を引っ
張っていくという局面では非常に効果があって、それに伴って景気全体が自立的な回復に
なった段階では、それをやめていくということを考えております。

高橋政務官 北神さん、お願いします。

北神圭朗議員 衆議院議員の北神圭朗です。簡単に申し上げます。

私も経済産業委員ですから、皆さんと連携して日本の経済、産業の活性化のために応援
するつもりですが、さっきのお話と関連しますけれども、法人税の実効税率、そして欠損

金の話です。皆さんは、いつも国際標準という話をしますが、例えばレーガンの実効税率の引き下げなんか、タックススペースの拡大を伴って、つまり租特を相当削減して、それで税収を引き下げている。ですから、いいところ取りみたいに聞こえてしまうし、これを要望すると、恐らく向こうはそういうことを言うてくる。

欠損金も同じで、要するに日本の税務上の執行ですね、先進国の中では非常に弱い。例えば帳簿の義務づけでさえ日本ではなされていない。こういう中で、一部のところだけを国際標準、国際標準ということを我々も要望していいと思うんですが、そういうことを言われるときに皆さん、そういう覚悟はできているのか、それだけお聞きしたいと思います。

高橋政務官 お願いします。

日本経済団体連合会 税率課税ベースの関係、平成 10 年度改正、11 年度改正のときは、確かに引当金等の縮減・廃止によって税率を引き下げることができたわけではありますが、そういう意味で、租税特別措置の見直しで、どこまでこれが効果的にできるか、私どもはかなり疑問を持っております。一つ一つの租税特別措置の検証をぜひお願いしたいわけですが、それによって、もしその租特が縮減・廃止ということになりましたら、税率の引き下げに置きかわるということは当然だと思っております。

それから、欠損金の繰越期間の延長と税務執行の強化はパラレルだと思っておりますので、それについて私どもは何の異存もございません。

高橋政務官 時間がまいりましたので、次に移りたいと思います。ありがとうございました。

日本商工会議所

高橋政務官 日本商工会議所さん、お願いします。

日本商工会議所 おはようございます。

日本商工会議所の税制委員長をいたしております井上でございます。左に宮城常務理事と一緒に動向しております。よろしく願いをいたします。

本日は、松下副大臣、増子副大臣、そして高橋大臣政務官、近藤大臣政務官、また各先生におかれましては貴重なお時間を賜り、心より御礼を申し上げる次第でございます。

私からは、お手元の日本商工会議所の資料 1 であります重要要望項目に基づき説明をさせていただきます。座らせていただきます。

まず、我が国が早期の景気回復や持続的な経済成長を実現するためには、企業の活力強化や国際競争力の向上に向けて企業の設備投資や研究開発を加速させる思い切った税制措置が必要であると思います。とりわけ、我が国の企業の99.7%、雇用の7割を占め、我が国の経済の基盤を支え、成長の源泉である中小企業に対し、経営基盤の強化、生産性や競争力の向上を力強く支援する税制措置を講じることが不可欠であります。つきまして、来年度税制改正に当たりまして、地域経済や雇用を支える中小企業の経営を強化する大胆な税制措置をお願いいたします。また、活力を阻害する税制措置は絶対避けていただきたいと思っております。

具体的な要望といたしまして、中小企業等関係の租税特別措置の恒久化から御説明をさせていただきます。

中小企業等の設備投資・研究開発を促進するため、中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例、中小企業技術基盤強化税制、研究開発促進税制、情報基盤強化税制などは真に必要な租税特別措置であり、拡充・延長・恒久化をぜひお願いいたします。

また、企業の活力を阻害しないといった観点から、軽減税率の引き下げなどのための財源として、中小企業等関係の租特が縮減されることがないようにお願いをいたします。

また、今後、租特整理等法案が検討されるかと存じますが、企業の間接コスト削減の観点から、適用実態調査の事務負担の最小化、2番目として、経済取引等への観点から、中小企業名の公表の慎重化により企業経営に悪影響を与えないような特段の御配慮をお願いしたいと思っております。

2番目の中小企業の経営基盤強化に資する税制措置についてでございます。軽減税率の引き下げ、特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の廃止、欠損金制度の拡充、事業所税の廃止をお願いいたします。さらに、中小企業の経営や事業統合等を促進するための新たな税制措置の検討をお願いしたいと思っております。また、経済の閉塞感を打開するために新規創業支援や雇用促進に資する税制措置をお願いいたします。

3番目として、事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充についてでございます。事業承継税制は先生方の力強い御賛同によりまして本年度からスタートできましたが、今後、随時時代に適応した使いやすい制度にさせていただくことが大事だと思っております。そこで、さらなる事業承継の円滑化に向け、納税猶予適用対象株式について、信託された株式や既に相続時精算課税制度を活用して生前贈与された株式を含めるなど、対象範囲の拡大をお願いしたいと思っております。さらに、親族以外の役員や従業員等を後継者とする事業承継

の円滑化や分散した株式の集中化を支援する措置をぜひお願いしたいと思います。

続いて4番目、グループ法人単体課税導入による中小・中堅企業への課税強化には断固反対をいたします。現在、親会社として、その100%子会社を一つのグループとしてとらまえ、グループ内で所得通算を行う選択制の連結納税制度がございます。一方、この連結納税制度とは別に、グループ内で所得通算を行わない強制適用のグループ法人単体課税制度の導入が検討されております。この制度が導入されますと、親会社が資本金1億円超の場合、その子会社が軽減税率や交際費特例等の中小特例を使うことができなくなるために、新政権による初めての税制改正において、いきなり中小企業増税となるわけでございます。

そもそもこの制度の導入のきっかけは、近年、グループ法人の一体的な運営が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を行うためとされております。しかしながら、当所が実施したヒアリングにおきまして、中小・中堅企業では近年、このような動きはございませんし、また連結決算が義務づけられているわけでもなく、グループ全体の視点からの経営が行われているとは言いがたいと認識しております。

したがって、グループ法人単体課税制度の導入が検討される際は、親会社が中小・中堅規模、資本金10億円以下の企業の場合は一律に強制適用にするのではなくて、断固選択制にすべきであるというふうにお願いします。少なくとも親会社が中堅規模企業の場合、子会社の中小特例は断固維持すべきであります。

5番目として、会計の国際化からの影響回避についてでございます。現在、上場企業が作成する連結財務諸表は国際会計基準が適用される方向となっております。一方、コンバージェンスの名のもとに、海外からの資金調達の実必要性が乏しい中小企業など、非上場企業にまでコンバージェンスや国際会計基準の適用といった会計の国際化の影響を及ぼすことは問題があります。

したがって、中小企業など非上場企業が会計の国際化の影響を回避するようにするため、経済産業省におかれましては関係省庁と連携しながら、税と会計の関係において確定決算主義を維持し、欧州諸国と同様、会計基準を連結と個別とに分離し、課税の基準となる個別は我が国独自の制度が策定されますよう強いリーダーシップをよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日お集まりの先生方は中小企業等の重要性を十分に御認識していただける先生方ばかりだと存じております。経済情勢が厳しい折ですが、中小企業が必死に雇用を守り、地域経済に貢献いたしております。先生方におかれましては、新政権で最初の経済産業省税制改正意見のお取りまとめに当たり、全国の中小企業が明るい展望を感

じられる力強いメッセージを税制改正として打ち出していただければ幸いと存じます。

御清聴、まことにありがとうございました。

高橋政務官 ありがとうございました。

皆さんから質疑をお受けしたいと思います。挙手をお願いします。

お名前をお願いします。

小林興起議員 衆議院の小林です。

会計の国際化からの影響回避、総論として、まことにごもっともと思うんですけども、こういうふうに我が国独自と書いてある個別財務諸表の場合、これは税制の要望でしょうから、国際化されちゃったときに、こんなふうに税金がかかって、こういうふうに日本古来のやり方でやっているのと、例えば税金がかからないとか何か、我々素人にわかるような具体例みたいなものを教えていただけたらもっといいと思います。

高橋政務官 お願いします。

日本商工会議所 御説明させていただきます。

国際会計基準について、国際会計基準そのものをどういう形にするかという議論も引き続き行われているわけですので、中身がカチッとしたわけではございませんが、中小企業にとって国際会計基準で一番問題だと考えているのは、単純に申し上げますと、企業会計で企業はP / Lという形で収益を財務諸表として出し、資産についてはB / Sという形で出すわけでございますけれども、国際会計基準はこれをさらに引くくめた形で、未実現の資産も含めて包括利益を計算して出ささいという形で、実際の株式の評価でございますとか、資産の評価でございますとか、そういうことについて、単純に申し上げますと、公認会計士の中でもかなりレベルの方でないとなかなか計算できないようなことまでも数値として出すことが求められるのが国際会計基準でございます。

確かに国際的に資金調達をする企業にとってはワールドワイドな意味で会社のすべてのことを示す指標は大切であるのかと思います。これは果たして非上場の中小企業にとって必要な情報公開なのであろうか、過大な事務負担ではないのかという疑問があります。

そういう会計基準をつくりますと、税をそれにあわせようといたします。済みません。税を具体的にどういう形であわせるのか、私どもも、そこまでは勉強が進んでいないのでございますけれども、そういたしますと、今、P / L、B / Sのレベルで決められている税というものの会計が、例えばリース資産をどういう評価をして課税所得を決めるかということについて、未実現の金額をそこに入れていくような税制になることについては、中

小企業にとっては相当重くなってしまうのではないかと我々は懸念をしております。

こういう点でございますけれども、よろしく御理解をいただければと思っております。

小林興起議員 わかりました。そこの特に大事な点は、そういう抽象的なことをやって、課税されるかどうかわからないけど、その前の事務経費が物すごくかかるということでしょう。最近の中小企業は何を困っているかという、倒産しそうな会社が公認会計士にだけ金を払って、従業員に給料も払えないということがたくさんあるんですね。公認会計士に払い過ぎだということをもっとしっかりと商工会議所は言っていただくと、中小企業は喜ぶんじゃないですか。

高橋政務官 そういうことで。

山根さん、お願いします。

山根隆治議員 参議院の山根隆治でございます。

事業所税の廃止についてでございます。企業にとって各自治体で相当な恩恵を受けているところもあるんだろうと思いますけれども、トータルでプラスマイナスを考えた上で事業所税廃止という結論なんだろうと思うんですが、その辺の分析はしっかりされておられるの結論ということなんでしょうか。その点、お尋ねをいたしたいと思います。

高橋政務官 お願いします。

日本商工会議所 事業所税については、中身が従業員割と事業所の大きさを計算される仕組みになっているかと思っております。こういう経済環境下で、赤字であったとしても事業所税が例えば平米当たり 700 円でございますか、600 円でございますか、金額がかかるというのは、中小企業にとっては相当の負担であるのと、事業所をふやす、あるいは従業員の給与をふやすということについて、この税制が抑制的に働くということについての私どもの懸念もさらでございます。

もう一つつけ加えて言いますれば、市町村合併で 30 万人以上の市町村になりますと、この事業所税は自動的にかかります。済みません。合併で都市化が進むのかどうかはわかりませんが、事業所税はそもそも人口が過密になって都市問題を解決するための税源を生み出すという税制であったかと思いますが、市町村合併によって、暫定措置が 5 年間はあるわけでございますけれども、5 年たつと、何も変わっていないのに事業所税が赤字企業でもかかってくる。今、その 5 年が切れるタイミングが来てございます。このような経済情勢下で、この事業所税は中小企業にとって相当の大きい負担ではないのかというのが各地からの率直な悲鳴でございます。

高橋政務官 鈴木さん、お願いします。

鈴木克昌議員 衆議院の鈴木です。

ここにはないんですが、もちろん中小企業の中には非常に優秀な企業もたくさんおありになるわけでありますが、大方の企業は、元請けというか、上から仕事をもらって、それを一生懸命でこなしてお金にしているというところが多いと思います。そういう意味で、この中に、いわゆる下請けいじめであるとか、未払い、不払いとか、それとの関係が見受けられないんですが、そんなことについての御議論はなかったんでしょうか。

高橋政務官 お願いします。

日本商工会議所 これは税制改正でありますので、いろいろな中小企業政策でございますとか、中小企業制度につきましては別の形で要望を商工会議所で取りまとめて、先生のおっしゃる下請けの問題は極めて深刻な問題で、きちんとした対応が必要な分野であるということを私どもも思っておりますので、提言がまとまりましたら、先生にお話を申し上げたいと思っております。

高橋政務官 平岡さん、お願いします。

平岡秀夫議員 衆議院議員の平岡秀夫です。

まず租税特別措置について言うと、地元でも「特別措置の仕組みが複雑であったり、手間がかかったりするんで、余り利用していないんだ」という声もよく聞くんです。その辺についての皆さん方の認識がどういう認識なのかをお聞かせいただきたい。

第2点は、雇用促進の税制措置と書いてあるんですけども、確かに、これから雇用問題は大変重要な問題になっていくと思っておりますけれども、どういう税制措置ならば、まさに雇用促進につながっていくというふうに皆さん方から何かアイデアみたいなものがあるのであれば、少し御紹介していただきたいと思っております。

高橋政務官 2点、お願いします。

日本商工会議所 最初の租税特別措置の制度が難しいという問題につきましては、片や私どもも反省があるわけでございます。日本商工会議所でも税制をきちんと中小企業の皆様方に伝えるということの重要性を近時、とみに感じております。例えば平成21年度の税制改正につきましては、私ども日本商工会議所だけで独自の資料として60万部の資料をつくって中小企業の方に配布をしたわけです。

ただ、私どもは60万部が限度であったわけでございまして、先生の御指摘のように、制度をつくるときに、できるだけ極めて簡素にさせていただきたいのと、実質上、いろんな

細かいところで制度のメリットは受けるとしても、事務負担でのマイナスで二の足を踏む中小企業の方は多うございます。したがって、税制改正をするときに、中小企業の手務負担を必ず念頭に置いていただいて税制改正をしていただければ、中小企業にとっては非常にありがたいと思うのではないかと考えております。

2番目の雇用促進の税制でございますけれども、私どもも「雇用促進という観点で、税制が何とかできないのか」ということの会員の声を受けて、いろいろ知恵を絞ったつもりでございます。1つは、中小企業にとって、来てもらえる方を探すための採用活動に要する経費は当然、損金にはなるわけでございますけれども、東京まで来て、いろいろな就職説明会を開くとか、中小企業にとってはコストの高いものにつきます。こういうものに対して税額控除なりという形で応援をしていただければとかですね。

あるいは、これはちょっとあれかもしれませんが、ベンチャーでございますとか、スタートアップ直後の企業が雇用をふやした場合に、その雇用がふえる部分について、あるいは非常に長く従業員を雇っておられて、さらに雇用をふやしている方についての人件費の増額に対する控除制度とか、そういうものがあってもいいのではないかという意見でございます。

高橋政務官 最後に、お一人、お願いします。

吉田おさむ議員 最後の一人の衆議院議員の吉田おさむでございます。

税制の件はようわかりました。ただ、先ほど委員長が発言の中で「中小企業を理解している先生方」とおっしゃっていただきましたので、全部、名前を持って帰ってね。きょうおいでの中小企業3団体はそれぞれ全国津々浦々に団体を持っておられますので、それぞれに「きょう、こうして税制改正をした。民主党の先生方は、この方は御本人がおられた」と。途中で帰られた先生は結構です。それをしっかりと地元で知っていただくことが、我々が皆様方から受けた要望をしっかりと受けとめてやっていこうという気にもなりますので、やる気にさせるように、ひとつお願いを申し上げたい。きょうは、商工会議所だけでなく、ほかの2団体の方もそういうことを含んでお願いします。

ちょっと要望でございます。

高橋政務官 要望でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

時間がまいりましたので、ありがとうございました。

全国中小企業団体中央会

全日本火災共済協同組合連合会

高橋政務官 3番目に、全国中小企業団体中央会と全日本火災共済協同組合連合会からお願いを申し上げたいと思います。

全国中小企業団体中央会 おはようございます。

福島県からまいりました全国中小企業団体中央会の理事の新澤と申します。なお、隣は専務理事の市川でございます。私からは発言メモの要旨に従って説明をいたしまして、その後、引き続き全日本火災共済協同組合連合会より御説明させていただきます。座らせていただきます。

本日、16日で新政権が発足して、ちょうど1カ月になりました。松下副大臣、増子副大臣、そして近藤大臣政務官、高橋大臣政務官初め諸先生方におかれましては、税制を初め中小企業支援に御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。中小企業団体中央会を代表いたしまして、本日は3点を申し上げたいと思います。

第1は、中小企業の税負担の軽減をより一層図るため、中小企業組合を含む中小法人に対する法人税の軽減税率、現行18%、2年間の時限措置の引き下げを、まずもってお願い申し上げたいと思います。申すまでもなく、私ども中小企業は我が国経済の基盤であり、そして地域経済の柱であります。マニフェストにございましたが、中小企業の法人税の軽減税率を11%としていただきますようお願い申し上げます。その際には、必ず中小企業組合にも同様以上の措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

事業協同組合を初めとする中小企業組合は現在約4万7000あります。各業種において多様な事業を展開しております。メンバーである組合員企業の事業を支援するために実施する共同購入、共同加工などの共同事業は中小企業の生産性向上につながるものであります。ぜひとも中小企業組合に対する法人税率を11%以下に引き下げいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

特に企業組合は地域の主婦や学生のコミュニティビジネスとして最近、非常にふえております。この方々は、退職者の再チャレンジのために、あるいはみずから働く場所をつくり出す共同組織であることから、雇用の悪化がますます深刻化する中、有効な雇用対策となると考えております。企業組合の法人税率、現行18%を11%に引き下げること、税制上の支援をぜひお願い申し上げます。

第2に、中小企業の設備投資、研究開発の促進を図るため、 としまして、中小企業投資促進税制及び中小企業技術基盤強化税制の租税特別措置の延長、 としまして、中小企業者等の少額減価償却資産の特例措置の恒久化を講じていただきたい。この経済危機により中小企業のリスク負担能力は著しく低下しております。環境産業の育成をばねに経済の底上げを図るためにも、本制度は不可欠な税制と考えております。ぜひ維持・拡充していただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、個人事業者における事業承継税制の創設であります。小規模企業共済制度を改正し、個人事業主の共同経営者、経営に従事する配偶者や後継者を加入対象者に加えていただきますようお願い申し上げます。経済危機の中にあつて最も厳しい経営環境に置かれているのが個人事業主であり事業者であります。個人事業者が安心して事業を継続できるよう環境づくりをぜひお願い申し上げます。

以上、3点申し上げて、全国中央会からの説明とさせていただきます。本日は私ども中央会の意見をお聞きいただきまして、先生方の中小企業支援に対する熱意をしっかりと受けとめ、これら税制措置を地域経済の復活、活性化につなげるべく邁進する所存であります。本日は本当にありがとうございました。

高橋政務官 引き続き、お願いします。

全日本火災共済協同組合連合会 全日本火災共済協同組合連合会の常務理事をしております中台と申します。

特に私どもの要望について説明する機会をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

中小企業組合税制の中で若干異質と申しましょうか、特異な制度であります火災共済協同組合、我々は契約対象者が中小企業に限定されているということと、取り扱い品目が火災共済に限定されているということでありまして、ひとたび台風等の大規模災害が起こりますと財政状況が悪化して、そういった状況の中で保険会社のように他の種目でカバーするわけにはいかないという状況でございます。財務の改善に相当年数を要するなどから、異常危険に対しては非常に弱い体質にあるのが現状でございます。現在、異常危険準備金の積立額も93億円余りということで、平成3年の台風19号、「リンゴ台風」と言われている青森まで行った台風ですけれども、こちらと同等の台風が襲来した場合には200億円規模の準備金が必要と想定されてございます。

そういった意味で、特別措置の延長をさらにお願ひしたいというのが御要望でございます。

す。ちなみに、大企業でございます損害保険会社においては、時限の延長だけではなくて積立率等の増を要望していると聞いてございます。

本日はどうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

高橋政務官 ありがとうございました。

それでは質疑をお願いします。挙手をお願いします。

吉田おさむ議員 衆議院の吉田おさむです。

団体中央会さんですけれども、このごろ組織のほうはどうなんですか。解散していくところが多いんですか。それとも新しくつくられるところが随分ふえたんですか。それから、各都道府県ばらつきがあると思うんですけれども、その辺は経済の地域の状況にあわせている感じなんですか。

全国中小企業団体中央会 専務理事の市川でございます。

先生、御指摘のように、経済が大変厳しい中で解散をする組合の数が相当ございます。他方、新しく組合をつくろうという意欲のある方々もおられますが、残念ながら、解散する組合の数のほうが多いというのが実態でございます。それから、地域的にも地方になるほど解散が多いという傾向は見られるのかなと思っております。私どもとしては、この組合制度を活用していただきますようにPRをしているところ、また支援をしているところでございます。

全国中小企業団体中央会 私、先ほど話しましたように福島県ですけれども、福島県の現状では、古い大きい組合はいろんなことでなくなったり休眠化することは多いです。ですから、参加の組合員の人数は減りますけれども、組合という数、法人というものはむしろふえています、福島県の場合は。

高橋政務官 近藤政務官、お願いします。

近藤政務官 先生方からなければ、一つ伺わせていただきます。衆議院議員の政務官の近藤洋介です。御苦労さまでございます。1つ教えてください。

中小企業団体中央会さんの要望の項目には、租特の中で研究開発促進税制の話は余りきちんと書かれてなかったもので、これはどうなのでしょう。実態的に、どうしても、この法は大きな会社が適用されていて、小規模、中規模企業にはなかなか使われないんじゃないかと一部の指摘もあるようですが、実際どうなのか。例えば中規模、小規模企業については、たしか12%ぐらい優遇措置もあるわけですけれども、こういった部分を多少強化したほうがいいのかという御要望等々は、中央会さんとしてはあるのか、ないのか。研究開発促

進税制についての見方といいますか、使い勝手について何か御要望、御意見ございますか。

高橋政務官 お願いします。

全国中小企業団体中央会 私ども傘下の組合あるいは各県の中央会から要望を取りまとめて、この要望書を出させていただいております。そうした中で、要望が強いのは1番の投資促進税制であり、2番の技術基盤強化税制であるということで要望を出させていただいております。

技術開発につきましては、税とは別途、私ども、ものづくりの支援の施策開発補助金というのがございます。これを公募いたしましたところ、大変多くの方が応募していただきまして、そういった補助金、補助措置でも対応できるのかなというふうに期待をいたしております。予算のほうもぜひよろしく願いいたします。

高橋政務官 ほかにいかがでしょうか。

北神さん。名前もお願いします。

北神圭朗議員 衆議院議員の北神圭朗でございます。

同じ研究開発の話で、地元のある企業は「研究開発税制の適用を受けるためには、企業の中に研究開発に専念して従事している人がいないとだめだ。ところが、中小企業はそんなわけにいかず、いろいろ兼務をして、会計もやり、研究開発もやり、いろんな仕事をしている。そういう場合、適用を受けられないという不都合がある」という話があったんですが、それはどういう御認識か伺いたいと思います。

全国中小企業団体中央会 おっしゃるように、まさに人数の少ない中小あるいは零細企業においては、なかなか人繰りも難しいという状況の中で、体制が要件に合わないという点はあるかと思えます。

私ども、この税制については、できるだけ中小企業の負担にならないようお願いをしているところでございますが、税当局としては必要な要件がございますので、私ども要望としては、ぜひ要件を緩和していただきたいということでございます。

高橋政務官 福島を増子副大臣から。

増子副大臣 私からもちょっと聞きたいんですが、先ほど新澤理事から法人税 18%を11%にというお話が出ましたよね。これについては私ども、まさに経済産業部門の一丁目一番地的な形で今回のマニフェストにも書かせていただいたし、これをやるという方向で言っておりますが、現実に、商工4団体の皆さんの中で、経団連さんは別なんだろうけども、法人税 18%を11%に実行するということについての皆さんの評価といいますか、

考えというものをどういうふうにお持ちになっているのか、ちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

全国中小企業団体中央会 これは私どもにとっては大変期待して楽しみにしているわけでございます。

実際、大企業でも同じですけれども、中小企業というのは赤字になって、マイナスになって、いろんな負の状況を見たら、銀行は全然相手にしてくれませんからね、今はなおさら。そういう面もありますので、無理して利益を出そうという面がありますよね。その場合には、人件費も、もちろん自分の給料も、家族の給料も減らすということでもあります。

そういうことで、税金が安くなったから余計取るということではありませんけれども、いろんな面で税金が安くなるということは雇用の増大にもつながります。今、中小企業にとって最低賃金制というのは非常に大きな問題になっているわけですけれども、従業員にしても、「給料をあれするよりも人を少しでもふやしてもらったほうがいいよ。仲間を減らさないでくれればいいよ」ということが皆さんの要望でもあります。そういうことで、この件についてはぜひお願いしたいところでございます。

こんな回答でよろしいでしょうか。

全国中小企業団体中央会 その点については実現をしていただきますと、ありがたい制度と評価をさせていただいております。

それとともに、中小企業そのものに対する法人税のほかに、これは項目が別になるわけですけれども、組合に対する法人税というのもございます。これは連動して動くような形で今まで推移しておりますけれども、今回の18を11に引き下げる際にも、組合にかかる法人税ですね、そちらのほうもぜひ連動していただいて、11%にさせていただきますとね大変ありがたいと思っております。

高橋政務官 ほかにいかがでございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

全国商工会連合会

高橋政務官 最後に、全国商工会連合会さんをお願いをしたいと思います。

全国商工会連合会 おはようございます。全国商工会の理事で、東京都連会長の桂でございます。

本日は、両副大臣、両政務官、そして、こんなに大勢の国会の先生方が御臨席の中で私どもの税制要望ができますことは大変幸せに思っておりますし、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、我々商工会は、主に地方において小規模零細企業の経営支援を行っている団体でございます。地方の小規模零細企業は、昨年秋以降の世界的な不況の影響を受け、極めて厳しい経営を強いられております。全国に私ども経営指導員 300 名おりますが、彼らが毎月実施している小規模企業の景気動向調査でも、ことし 1 ~ 2 月に過去最悪の水準を記録して以来、依然として低水準が続いている状況であり、持ち直しの動きは全く見えておりません。

また、商工会地域におきましては、急激な高齢化、過疎化の進展、雇用不安の増大、地域経済の疲弊といった問題がますます深刻になってきております。今年度の税制改正では抜本的な見直しが行われようとしておりますが、地方の中小企業が再び活力を取り戻すことのできるような支援策の実現をぜひともお願いいたします。

現在の景気では、利益を上げて税を納められる中小企業はそれほど多くないかもしれませんが、商工会の会員企業も新しい政府に大きな期待を寄せておりますので、先生方の御理解と特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまより、具体的な要望事項については当会の寺田専務より説明をさせていただきます。

全国商工会連合会 お手元に全国商工会連合会と右上に書いた要望資料がありますので、一番下に入っていると思いますが、これに準じて御説明させていただきます。

まず 1 番目の中小法人税率の話は、先ほどもお話が出たところでございますが、昨年、22%だったのが租特で 2 年間に限り 18%になったわけです。私ども、このとき、できれば 22%の半分の 11%ぐらいにしてほしいなという強い希望がありましたけれども、財政事情その他で値切られてしまったということでございますので、これの実現をよろしくお願いしたいと思います。

法人はこれでいいんですけども、全国の 420 万の中小企業のうち約 60%は個人事業主です。ですから、所得税を納めている事業者ということになるわけですけども、所得税ですと、最高 40%の累進税率がかかるということでございますので、こうした個人事業主についても何らかの支援をあわせて御検討いただけないかということが第 1 点でございます。

2番目が中小企業の交際費の全額損金算入ということでございます。まだ10%が損金に算入されないでいるということでございます。中小企業にとりましては、大企業のように、販売促進のために新聞広告をすとか、テレビコマーシャルをすということとはとてもできません。そういった意味で、販売促進のための非常に重要な経費でございますので、私どもから見れば、交際費という名称そのものも余りいい名前ではないなということで、その辺の名称の変更も含めて御検討いただきたい。全額損金算入ということでお願いしたいということでございます。

3番目の特殊支配同族会社の役員給与。1人オーナー会社の社長の給与を損金に算入されていないということで、これは民主党のマニフェストでも廃止が提案されております。ぜひその方向で実現をお願いしたいということでございます。

それから、4番目の項目の少額減価償却資産。これは30万円以下の資産、例えばコンピュータとかパソコン関係なんかがあるんですけども、これも耐用年数に応じて7等分とか10等分で毎年、償却していかなければいけない。事務手続も大変だということで、30万円未満については即時償却ということですけども、これも2年ごとに租特で延長するということになると、その都度、必要性を再検討ということになるわけです。この際、恒久化していただくとともに、総額300万円という上限が設けられているんですけども、これも購入を検討する際に一々総額を計算しなくてはならないということですので、この際、この上限も撤廃していただきたいというお願いでございます。

次のページへまいりまして、裏側になりますけれども、5番目、事業所税。先ほど日本商工会議所さんから全廃という話でございましたけれども、私どもの場合は、市町村合併の結果、都市の周辺の町村部が都市に編入された結果として、今までかかっていなかった町村部の企業、これはほとんどが商工会、私どもの関係者が事業をしている小規模零細企業を中心とするところですけども、そこでもすそ切りを超える企業があります。合併によって組み込まれたがために、自動的にかかる。例えば1000平米で事業をやっているところになると、いきなり60万円の事業所税がかかるということになります。

今、調査をしておりまして、関係する町村は全国で120以上、対象になる事業所数が2450ということでございまして、個別具体的に何々郡の何々町という形のリストも用意されていますので、必要があれば後ほど提出させていただきたいと思っております。

また、関係自治体の商工会からも個別に同様の意見が経済産業省に寄せられていると思いますので、そういったこともぜひ加味していただきまして、事業所税そのものの全廃は

地方財政との関係で難しいかもしれませんが、今までかかっていないところが新たに対象になるということは目的からいっても納得できませんので、この点についてはぜひ非課税ということをお願いしたいということでございます。

6番目は各種共済制度。倒産防止共済でありますとか、小規模企業共済制度、これについても、小規模企業の場合に共同経営者が加入できるような法律が検討されているということでございますので、そういったものにあわせて各種制度を拡充していただくと同時に、掛金につきまして損金算入あるいは必要経費算入が引き続き拡充後も図られるように税制で対応していただきたいということでございます。

7番目が消費税でございます。いろいろ財政の問題があって消費税の引き上げが検討されるということで、この財政の問題を何とかしなくはいけないということは私どもも十分承知しているわけでございますけれども、将来、財源の議論をする際には、中小企業への影響を十分考慮して、安易に消費税に頼ることのないようにお願いしたいと思います。

とりわけ、消費税というのは、建前上は消費者がすべて負担するということになっているんですけれども、私どもが特に強く主張したいのは、売上高が小さくなれば小さくなるほど、そういった企業は転嫁が難しい。中小企業庁の調査でも売上高別に転嫁の困難度がかつて調査したことがあります。明確に出てきております。2億円を超えるような企業はほとんど転嫁に問題がないということでございますが、1000万円以下ということになると、ほとんど自分でかぶらなくてははいけない。

そういったような実態が出てきておりますので、そういった点も考慮して、制度を変更するという事も中小企業にしわが寄らないように、これまでも免税点が最初は低いところから始まったんですけれども、どんどん引き上げられてくるとか、あるいは外税だったものが内税になるとか、こういったようなものがみんな中小企業に対する負担が増大するという形で改訂が行われてきております。税率引き上げということになると、さらにもっと大きな影響になりますので、今後ともその点は十分検討していただきたいということでございます。

以下、時間の関係で説明は省略させていただきますけれども、8番目以下の項目は、いずれも我々地方の小規模零細企業にとって非常に重要な項目ばかりでございますので、御理解、御支援をよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

近藤政務官 ありがとうございます。

先生方から御質問ございますでしょうか。ございますか。

それでは、こちらから1点だけ、商工会連合会さんの1番目にある項目の1でございます。中小企業の法人税軽減税率引き下げ及び個人事業主に対する支援策ということで最初に御説明ありましたけれども、何らかの措置というのは、要するに所得税を引き下げてほしいということでもありますか。何らかの措置というのは、具体的にどういう措置を……。

全国商工会連合会 税ということ言えば、例えば個人事業主でも青色申告をしている事業者がいるわけですね。そういった人たちに対して、青色申告特別控除が現行65万円まで認められているんですけども、こういったところを引き上げていただくというようなこととか、あるいは純損失の繰越控除期間、先ほど経団連のときにも繰越控除の話が出ましたけれども、今は3年までしか認められていないんですけども、こうした申告、中小企業に限ってで結構ですけども、こういった期間を延長してもらおうというやり方。ですから、直接税率をいじらなくても対応の仕方があろうかと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

近藤政務官 ありがとうございます。

山根先生、どうぞ。

山根隆治議員 参議院の山根です。

以前、野党時代の議論の中で、いい話じゃないんですけども、零細企業の皆さんが非常に大変な思いをされていて倒産に追い込まれるといった場合、それでも最低150万から200万、主に弁護士料ですけども、倒産させるための費用がかかると、それが捻出できないということで困っていらっしゃる方もおられたりするという話も聞くんです。

そういうことで、たためないで伸ばしているおかげで、さらに余計深手を負うという事例もあるやに聞くんですけども、その辺のお話なんかは聞かれることありますか。制度的なサポートをする必要があるかどうかということを含めてです。

全国商工会連合会 先生方は御存じかどうか知りませんが、日本には、限界集落と言われているような町村が4、500あると思ひます。私は東京の会長ですから東京で申し上げますと、例えば伊豆の大島は1万人の人口がおります。八丈島は8000人ぐらいおります。1000キロ先の小笠原は1800人おります。大島の1万人の人口の町にすら1人の税理士もおりません。税理士のいないところに弁護士もおりません。したがって、商工会で5年以上の経験を有する経営指導員が2月、3月に財務省から臨時税理士という資格をもらって税務申告の指導あるいはお手伝いをずうっとしているわけであります。

全国にそのぐらいあるということでございまして、先生がおっしゃっているこの地域の

中で法律家がないものですから、経営相談とか、相続の相談とか、金融の相談とか、あるいは商工調停の相談とか、これらなんか全部が商工会に持ち込まれてまいります。ですから、一度お話しする機会があればよろしいんですが、ここで働いている指導員は恐らく土曜日もうちへ8時前には帰れないという現状です。日曜日も個人の時間がないくらいに案件があるということでございます。これが1点でございます。

それから、都市部の商工会の場合は、例えば東京都連で申し上げますと、弁護士を抱えたり、中小企業診断士のグループを抱えたり、あるいは税理士グループを抱えておりまして、中小企業支援体制がありますので、そこに申し入れがあった場合には直ちに対応するというをやっております。

確かに、今ここでクローズすべきか、伸ばすべきかの判断は、基本的には経営者の判断で決まるのでございますけれども、非常に難しいと私自身が考えておりますのは、中小企業という4文字で間違いを犯しているのではないだろうか。増子副大臣が一番御存じだと思っておりますけれども、製造業でいくと、400億より上は大企業といいます。そうすると、400億ぐらいのレベルの製造業から町のラーメン屋さんまでつかまえて中小企業といった場合に、これらの人々に対するどんな処方せんがあるのだろうかということは、私はいつも自問自答しているんです。

最近の傾向でもう一つ申し上げておきたいのは、農商工連携という話が出てまいりましたけれども、農商工連携の中に、商の中だけの連携がありますし、工の中だけの連携があります。どういうことかといいますと、大きなメーカーから下請け企業として部品の注文を受けた場合に、隣接する部品の開発をしている業者と集団で、お互いに相手のテリトリーを侵害しないように、しかしながら、おかげ八目で、「あなたのところ、こうやったらもっといいんじゃないだろうか」ということの連携が始まっております。したがって、この一社をメーカーが「おまえところ、気に入らん」と言って首を切った場合に、この10社ぐらいが「それなら、我々一斉に手を引きますよ」と言う。これも新しい連携です。

それから、商の連携で申し上げますと、大企業でなくても、極めてユニークな経営をし、あるいは地域の中でカリスマ的な経営をしている事業者のところへ小規模の事業者が集まって、ある意味で個人の商人塾みたいのができ上がりました。これは東京でございますけれども、そういう中でいろいろと経営の議論をしたり、あるいは先生方は御存じのように、小規模事業者になりますと相手先が、メガバンクはもちろん論外ですし、地銀もほとんど論外で、対応しているのはほとんど信用金庫か信用組合でございますので、そこからどう

いう金融ができるかという問題が最大の急務でございます。

きょうの日経新聞をごらんになったと思いますけれども、例の亀井大臣の発言に対して、小規模事業者で、もろ手を挙げて賛成しているのが 40%近いというのも、そのあらわれであろうと思います。

以上でございます。

近藤政務官 三谷先生。

三谷光男議員 衆議院の三谷光男でございます。

印紙税のことなんですが、こうやって項目には上げられていますが、余り強くおっしゃらない。小規模事業者になればなるほど負担が重く偏りがあって、課税という意味では一番理屈にあわない税だと思うのですけれども、会員の方々の中に余り声はないんでしょうか。印紙税に対する廃止を求める声は余りないんでしょうか。だから、強くおっしゃらないんでしょうか。それを教えてください。

全国商工会連合会 時間の関係及び項目を重点的なものにとすることで少し絞らせていただいたんです。さらに小項目で税制改正要望の項目がありまして、そういったものに入れているんです。声がないかということ、もちろんございます。さらにプライオリティを高めたいと思っております。

近藤政務官 先生方、よろしゅうございますでしょうか。

増子副大臣 きょうはありがとうございました。

特に商工会連合会さんから出ました小規模共済制度は、前国会でも御要望いただいたんですが、解散になってしまって、これをするのができませんでした。今臨時国会も微妙なところございまして、臨時国会で難しいかなと思っているんですが、小規模共済制度については商工4団体の皆さん極めて重要なものだと思っておりますので、私どもとしてはできるだけ早くやりたいという考えがあることを第1点にお話し申し上げさせていただきたいと思います。

なお、商工4団体、経団連さんは別として、きょう商店連合会の皆さんはおいでになっておりませんが、基本的には中小企業を守って育てることが日本の経済の活力であり、成長産業をさらに大きく伸ばすことだと思っております。農商工連携の話も出ましたけれども、ただ認定しただけではだめだと、その後のフォローアップが大事だということ強く申し上げておきました。その結果、補正予算の中では、農商工連携を認定したフォローアップとして、いわゆるデパ地下に、そのコーナーをつくって、3カ月から半年、既

に展示をやっておりますので、これらをさらに積極的に進めていきたいということで、これらもやっていきたいと思っております。

来年度概算要求についても、中小企業についてはしっかりと予算を、本当に例外中の例外で増額を要求させていただきました。皆さんには、中小企業に元気が出なければ日本の経済はよくないという私どもの考えを御理解いただいて、議員の皆さんともっと積極的に地域の中でも連携を取っていただきたい。選挙目的でなくて結構です。今までの自民党のようなやり方ではなくて、民主党の政権、国民新党、社民党の3党連立政権の中で、議員の皆さんともっと積極的にいろんな形の中で、商工4団体はもちろん、経団連さんとも今後とも連携をしていきたいと思っております。そのことも御理解をいただいて、今後とも皆さんの御意見を、税制はもとより、さまざまな政策の中でしっかりとやっていきたいということをお願いさせていただきます。

きょう第1回目の税制ヒアリングをさせていただきました。御参加をいただいたことに心から御礼を申し上げて、また私どももしっかり頑張ってまいりますことを申し上げて、最後のごあいさつにかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

近藤政務官 ありがとうございました。

先生方、この税制ヒアリング、今回は19日月曜日、また早朝ですが、7時半からということでございます。19日月曜日はダブルヘッダーであり、午後にもございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

これで終わります。

閉 会